

謝金細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第20条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(定義等)

第2条 この細則において、謝金とは、公益社団法人日本地すべり学会（以下「学会」という。）が主催する研究発表会・シンポジウム等において、研究発表会・シンポジウム等の長から講演や講師等を依頼された講演者や講師等に支払われる金銭をいう。

2 学会が、官公庁・団体・民間企業等から受託した業務を処理するために支払われる金銭の取扱いは、受託業務取扱細則で定める。

(支払対象者)

第3条 この細則による支払対象者は、原則的に学会員以外とする。

(謝金の種類)

第4条 謝金の種類は、次の通りとする。

(ア)講演・講師料

講演・講師の実施及び講演・講師に伴う原稿執筆等の報酬として支払う金銭

(イ)交通費・宿泊費

講演・講師等にかかわる交通費、宿泊費として支払う金銭

(謝金の額)

第5条 講演・講師・原稿執筆に関する謝金の額は、別表(1)を基準とし、研究発表会やシンポジウム等を主催する長が定める。

2 交通費・宿泊費は、原則的に国内旅費細則に準ずるものとする。ただし、講師が所属する機関の旅費規程を必要に応じて適用できる。

(領収書の收受)

第6条 謝金を支払った場合には、本学会は謝金の支払対象者から領収書を收受しなければならない。銀行振込による支払いの場合は、この限りではない。

(源泉徴収)

第7条 学会は、法令の定めるところに従って、支払う謝金の額から源泉徴収に係る所得税、復興特別所得税を徴収して支払対象者に代わって国に納付し、納税後の謝金額を支払対象者に支払うものとする。

2 学会における源泉税処理方法は、公益社団法人日本地すべり学会源泉税処理内規によるものとする。

(補則)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則（平成31年3月14日理事会議決）

この細則は、平成31年3月14日に制定したもので、この日から施行する。

別表(1) 謝金の額

講演・講師・原稿執筆料
・講演・講師料：一時間当たり 1 万円程度 ・原稿執筆料：A4 版 1 枚（約 1600 文字）当たり 1 万円程度 ・講演・講師料及び原稿執筆料を合わせて 1 回当たり 3 万円程度を上限